

パブリックコメントに寄せられた意見について

■実施期間：令和4年11月28日(月)～令和4年12月19日(月)

■提出者：5人(方法別内訳：郵送1件、持参1件、投函箱1件、インターネット提出2件) 意見：9件

提出者	意見	寄せられた意見	市の考え
1	①	<p>P4、P6「成年後見制度利用促進法」施行後段に「多摩市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しましたとありますが、これは誤解を招く表現です。</p> <p>実際にこの計画を製本したものは存在しません。図書館に行っても検索不可能です。実態に即した表現をして下さい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。</p> <p>(修正文) 市の実情に応じた計画として、「多摩市成年後見制度利用促進基本計画」を「多摩市地域福祉計画(令和2年度～令和4年度)」に位置付け一体的に策定しました。</p>
	②	<p>P74 目標指標の部分、P76 施策(2)の②の部分、P85 目標指標の部分(再掲) いずれも民生委員の項目です。</p> <p>欠員対策は実効あるものにしてほしいと思います。住民にとって非常に深刻です。</p> <p>令和4年度94人となっていますが、12月1日時点で80を割っているという話もあるくらいです。数字も直近のデータをのせてほしいと思います。</p>	<p>多摩市としても、民生・児童委員の欠員は課題と捉えています。</p> <p>そのため、令和2年度に「多摩市民生委員・児童委員の人材確保のための検討会」を開催し、欠員の解消に向けた今後の活動の方向性として、委員の負担軽減や関係機関との連携強化があげられました。これを受け、自治会長等へのご協力をお願いしてまいりました。さらに、委員の負担軽減に向け、例えば、民生・児童委員へのモバイルPCの支給に取り組んでまいります。これにより、①印刷費用の削減や事務効率化②オンライン会議の活用③就労者でも活動ができる環境の整備、候補者間口の拡大を図ります。</p> <p>民生・児童委員は地域住民と行政・関係機関等とをつなぐ重要な役割を担っていただいているため、今後とも引き続き、欠員の解消に取り組んでまいります。</p> <p>また、民生・児童委員数の記載につきましては、令和4年4月1日現在は94人でしたが、パブリックコメント期間中に民生・児童委員の一斉改選を行ったこと等により、人数が変更となりました。最終的には一斉改選時点(12月1日時点)のデータを掲載いたします。</p>
	③	<p>P75、76 現計画のP54～56に相当すると思います。</p> <p>「地域福祉推進委員会構成イメージ」の図をなぜ今回カットしたのでしょうか。</p> <p>これは非常にわかりやすい図です。表題にある「住民主体の～づくり」という部分は非常に重要です。何を言っても住民主体が基本なのです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P75に図を掲載いたします。</p> <p>(基本施策3の地域福祉推進委員会の部分)</p>

提出者	意見	寄せられた意見	市の考え
	④	<p>P94、P95施策(3)の部分 (1)令和2年の現計画のP50にある多摩南部成年後見センターの紹介文を削除しないでほしい。 (2)素案P95の助成制度 報酬助成制度と記入したり、単に助成制度と記入したりしていますが、これは意図的に使い分けているのですか？報酬以外の助成も考えているということですか？ (3)令和2年の多摩五市の利用促進基本計画では、P55等に家庭裁判所との連携について触れています。候補者推薦とか後見人交替との絡みもありますので、是非載せてください。</p>	<p>(1)ご意見を踏まえ、多摩南部成年後見センターについて記載することといたします。 (2)これまで、多摩市社会福祉協議会権利擁護センターを中核機関として位置づけ、後見人等へのモニタリングや市民との相談業務を通じ、市民の声を汲み取ってまいりました。こうした様々な声を踏まえて、効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。 また、ご意見を踏まえ、下記のとおり記載を修正いたします。</p> <p>(修正文) 資力のない被後見人等に対し、現状の報酬助成制度の継続と、さまざまな当事者や関係者のご意見を踏まえ、より効果的に運用できるよう施策を検討していきます。</p> <p>(現状) 資力のない被後見人等に対し、現状の報酬助成制度の継続と、今後の市民ニーズに対応した助成制度を検討します。</p> <p>(3)ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
	⑤	<p>P103計画推進市民委員会の部分 司法関係者が不参加なのはおかしい。 権利擁護、人権重視、成年後見という重要課題もあるので次回は参加させてほしい。</p>	<p>いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
2	⑥	<p>ユニバーサルデザインについてのことです。聖蹟桜ヶ丘駅近辺は、坂もなく平坦で歩道が広く生活するのにとてもよいのですが、歩道に1～2cm程度の段差や凹凸があり、カートを引いて歩くと、つどつど車輪がひっかかります。 わずかな段差でも、高齢者はつまづき転倒する危険もあります。細かい話して恐縮ですが、地域の住民の外出に支障をきたすことがないよう、ハード面のバリアフリーも考えていただけたらと思います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、本案件を所管する担当部署に共有し、引き続き検討してまいります。</p>

提出者	意見	寄せられた意見	市の考え
3	⑦	<p>民生委員の欠員の解消について、自治会、管理組合に普段からお願いしているところではありますが、欠員区の自治会長、管理組合理事長等に、必ず1名を推薦いただくような体制を確立するようにお願いしていく。</p>	<p>多摩市としても、民生・児童委員の欠員は課題と捉えています。そのため、令和2年度に「多摩市民生委員・児童委員の人材確保のための検討会」を開催し、欠員の解消に向けた今後の活動の方向性として、委員の負担軽減や関係機関との連携強化があがりました。これを受け、自治会長等へのご協力をお願いしてまいりました。さらに、委員の負担軽減に向け、例えば、民生・児童委員へのモバイルPCの支給に取り組んでまいります。これにより、①印刷費用の削減や事務効率化②オンライン会議の活用③就労者でも活動ができる環境の整備、候補者間口の拡大を図ります。</p> <p>民生・児童委員は地域住民と行政・関係機関等とをつなぐ重要な役割を担っていただいているため、今後とも引き続き、欠員の解消に取り組んでまいります。</p>
4	⑧	<p>民生委員の活動イコール友愛訪問というイメージを持っている市民が多いと思われる。児童委員って何？と質問された事もあります。</p> <p>2ヶ月に1回の地域福祉推進委員会では、民生・児童委員は必ず活動報告、今後の活動予定、地域の皆様にお伝えしたい事を話しております。また、欠員地域についても、民生・児童委員にふさわしい方がいないか、機会あるたびに話しております。</p> <p>事務局も地域福祉推進委員会に出席して、民生・児童委員のPRや欠員地区の候補者のお願いを下さっております。そのたびに言われるのが、高齢者ばかりで若い人がいない。居ても働いているからダメだという声です。</p> <p>最近、民生・児童委員になった方は仕事をしている方が多く、仕事優先になってしまう為、会議・研修・部会・行事への出席・参加が少なく、欠席が多くなりがちです。民生・児童委員の欠員等は少なくなったとしても、欠席の多い民生・児童委員の知識・経験は少ないままで、活動するうえで大丈夫なのか少し心配になります。</p> <p>事務局も仕事をしている委員のことを考慮して、単位民協の会議を夜行う事も可能にして下さいました。</p> <p>オンラインによる会議など、少しずつ工夫をして、その結果、欠員を少しでもなくし、また、各委員のスキルアップになればと思います。</p>	<p>多摩市としても、民生・児童委員の欠員は課題と捉えています。そのため、令和2年度に「多摩市民生委員・児童委員の人材確保のための検討会」を開催し、欠員の解消に向けた今後の活動の方向性として、委員の負担軽減や関係機関との連携強化があがりました。これを受け、自治会長等へのご協力をお願いしてまいりました。さらに、委員の負担軽減に向け、例えば、民生・児童委員へのモバイルPCの支給に取り組んでまいります。これにより、①印刷費用の削減や事務効率化②オンライン会議の活用③就労者でも活動ができる環境の整備、候補者間口の拡大を図ります。</p> <p>民生・児童委員は地域住民と行政・関係機関等とをつなぐ重要な役割を担っていただいているため、今後とも引き続き、欠員の解消に取り組んでまいります。</p>
5	⑨	<p>私は働きながら子育てをしております。子育てでふとしたことで悩むこともあるのですが、家庭内のことを地域の人に相談したり、市役所に相談するということには、やはり抵抗があります。この計画の中で、子育て中の人も地域のつながりと書かれていますが、家庭内の悩みを地域に相談できる人は元々から地域とつながりがある人だと思います。地域とのつながりが薄い人でも相談しやすくなる、LINE相談などがあればいいなと思います。</p>	<p>多摩市では、子育てや母子保健に関するEメール相談窓口を設け、相談しやすい体制を構築しております。また、東京都でも、「子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京」というLINE相談窓口を設けております。</p> <p>また、未就学のお子さんを育てている親子がゆったり過ごせる「子育てひろば」を市内各所に設けております。そちらでも子育てのご相談を承っており、誰でも気軽にご利用いただける施設となっております。</p> <p>こうした窓口をご活用いただけますと幸いです。</p>